

新居浜工業高等専門学校入学試験実施委員会規程

平成 22 年 7 月 13 日規程第 10 号

第 1 条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第 21 条の規定に基づき、入学者選抜の実施に関する事項を審議するため、入学試験実施委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学試験問題等の作成、点検及び採点に関すること。
- (2) 監督要領及び受験者心得に関すること。
- (3) 入学試験の実施及び運営に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 事務部長
- (3) 教務主事
- (4) 専攻科長
- (5) 学生課長
- (6) 委員長が必要と認めた教職員

第 4 条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、教務主事又は専攻科長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 5 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

第 6 条 委員会に関する事務は、学生課が行う。

第 7 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 19 日から施行する。